

## 年金所得者の申告手続きの簡素化について

平成 23 年分の確定申告から「公的年金の収入額が 400 万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下」の方は、所得税の確定申告が不要となりました。

しかし、確定申告が不要な方でも、源泉徴収票に含まれていない所得控除（生命保険料、地震（損害）保険料、社会保険料、医療費、扶養等）の適用を受けるには、市県民税の申告が必要となる場合があります。

次の図を参考に市県民税の申告が必要かどうか確認の上、必要がある場合は、市県民税の申告をしてください。

